

改正労働者派遣法



※3年を超えて就業した場合、労働契約申込みみなし制度が適用されます。また、3年を超えて就業したいと派遣労働者より申し出があった場合には、派遣元は、派遣先への直接雇用、派遣元での無期雇用等、他の就業先の紹介等の措置を取らなければなりません。

平成27年6月19日に、改正労働者派遣法が衆議院を通過しました。この改正案は昨年より2度廃案となっていました。目標であった平成27年9月1日施行によりやく歩を進めることが出来ました。さて、今回の改正のポイントは「期間制限が業務ではなく人」となることです。主な改正のポイントについて簡単にまとめましたので、今後の派遣のご活用の際是非ご参考にして頂ければと思います。

ポイントを紹介

▼専門26業務の撤廃
26の業務について、専門性があるとされ自由化業務と違い期間制限は有りませんでしたが、今回無によって派遣可能期間

6月19日に衆議院可決 今後の動向にも注目

●「創喜」隔月発行のおしらせ
社外報「創喜」をご覧の皆様、いつもありがとうございます。7月号も無事に発行出来たことをうれしく思います。
さて、毎月発行して参りましたこの「創喜」ですが、次号より隔月発行となります。この紙面でも様々な情報を発信して参りましたが、今後はもう少し別の形で皆様のお役に立てる情報提供や営業活動をしていくこととなりました。
今後とも株式会社ミヨシ・ロジスティックスを宜しくお願い致します。

が変わる

① 有期契約者（契約社員やアルバイト・パート等）

最大で3年間。無期契約者（社員やそれに準ずる期間制限のない雇用形態）…期間制限無し

▼有期契約者に関して
同一組織内、個人単位で最大3年間の受入が可能。例えば、組立課へAさんという方を3年間派遣受入した場合には、部品課へ配置転換すれば継続して受入可能、という

▼全ての労働者派遣事業は「許可制」となる
現在は「届出」をし、

特定派遣事業を運営している派遣元もあります。3年間の経過措置を経て、派遣事業は全て「許可制」である一般労働者派遣事業となる予定です。

◆

◆

今年度10月1日には労働契約申込みみなし制度（※）も施行となります。派遣元もこれまで以上に選ばれる時代となります。当社も準備を行い、不足の部分についてはこれまで以上に努力し信頼を頂ける様に取組んで参ります。

※危険な労働、違法派遣（派遣可能期間を超えた受入、違法派遣元事業主からの受入、偽装請負等）を行った時点で派遣労働者に対して既に労働契約を申し込んだとみなす制度。派遣先は1年間その申込みを撤回出来ない。

熱中症対策は万全に

屋内でも注意が必要

今年度も梅雨の時期を過ぎ、もう夏本番は目前に迫っていますね。学生や児童は夏休みに入り、企業でも夏季休暇を取るころが多くあります。普段の業務でも、休暇中においても気を付けたい

のが熱中症です。近年は熱中症というワードが馴染み、気温や湿度の高い環境で無理な運動を継続して行わない、水分はこまめに補給すること等、基本的な予防策は広く理解されてきてい

ます。予防対策、そして「経口補水液」について簡単に紹介いたしますので、もう一度熱中症について考えるきっかけになれば幸いです。まず、熱中症は環境・

からだ・行動の3つの要素から引き起こされま。【環境】気温や湿度の高い状態「からだ」汗が出ない、寝不足等の体調不良、体温の上昇「行動」長時間の屋外作業、水分補給が出来ないこのような要因が重なった状態が続くと熱中症の症状としてめまい、吐き気、身体のだるさ、筋肉のけいれん等が発生してしま

熱中症の症状が出てしまった場合には、涼しい場所へ移動し、体温が調整できるよう衣服を脱がし、スポーツドリンク等を飲ませて、水分と塩分を補給します。ただし、おう吐の症状が出ている場合には無理に水分を飲ませると危険な状態に陥る場合がありますので、救急車を呼ぶ等他の対応をすぐに取るようにしましょう。

水分補給に、より効果的なのが飲む点滴とも呼ばれている「経口補水液」です。水分と塩分、糖分も摂取でき、スポーツドリンクよりも吸収が早いと言われています。一気に飲むのではなく、点滴のようにゆっくりと飲んでいくことがポイントです。当社でも購入したものを事務所のある事業所に配布し、安全衛生委員会

